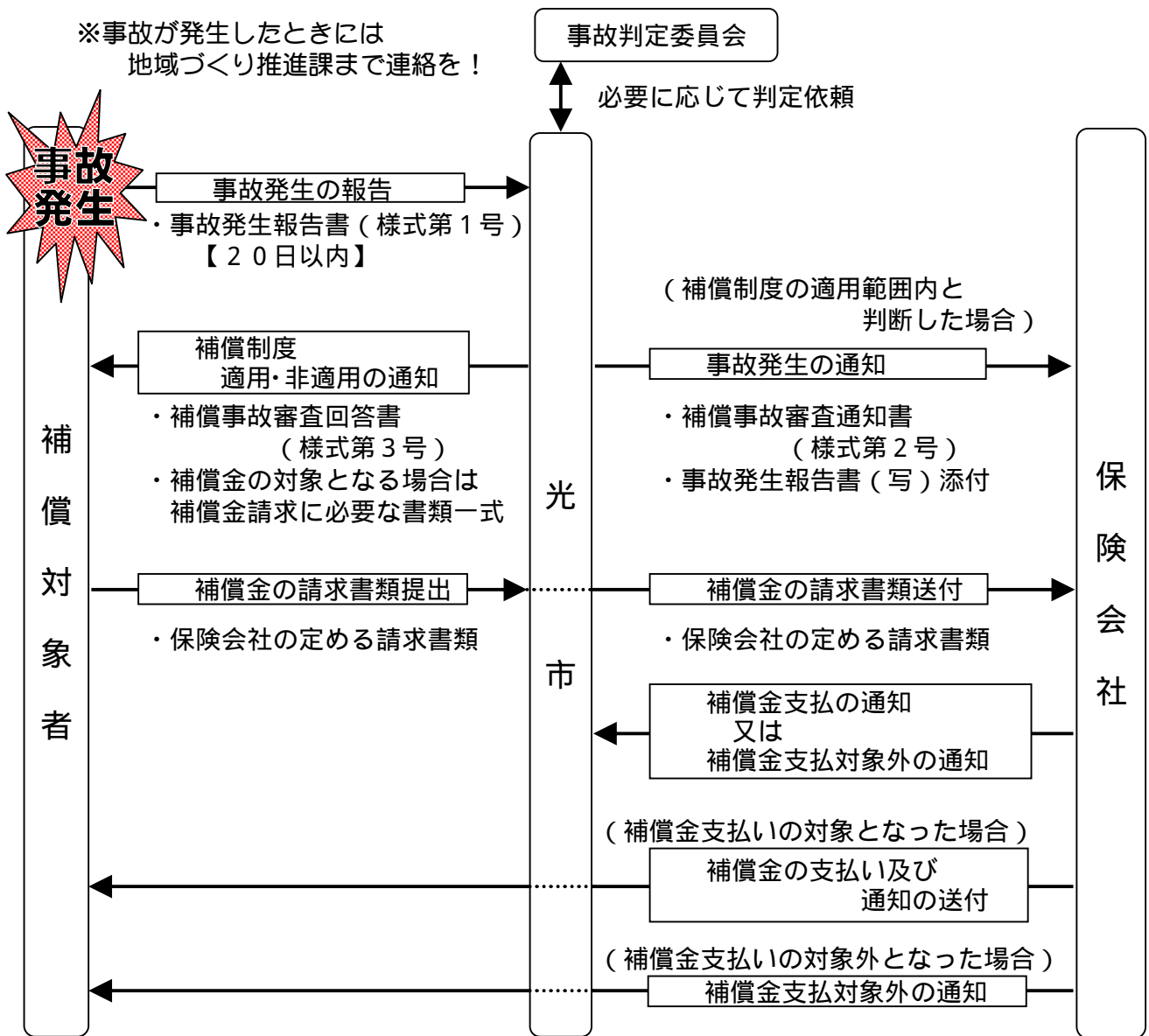


事故報告及び補償金（保険金）支払い事務手続の流れ



市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書 (様式第1号)	補償対象者は、事故発生から20日以内に地域づくり推進課に報告
市民活動補償事故審査通知書 (様式第2号)	市が、補償対象者から上記の報告を受け、補償制度の範囲内と判断した場合はの写しを添付して保険会社に通知する。
市民活動補償事故審査回答書 (様式第3号)	市は、の報告に対し審査の結果を回答する。適用範囲内と判断した場合には、補償金請求に必要な書類一式を添付
補償金請求書類(保険会社指定のもの)	
補償金の支払い及び通知書の送付	補償金支払の対象となる場合は、保険会社は補償金請求者に対して補償金を支払うとともに、金額、振込先等を記載した通知書を送付し、同様の通知を市にも送付する。
補償金支払対象外の通知	保険会社の調査等により補償金支払の対象とならなかった場合